

e スポーツイベント開催等業務に係る企画提案競技実施要領

1 業務名

e スポーツイベント開催等業務

2 業務の目的

魅力あるスポーツコンテンツである e スポーツについて、認知度を高めるとともに競技力向上を図ることを目的とする。

3 業務内容

別紙仕様書のとおり

4 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 2 7 日（金）まで

5 予算額

4, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、予算額を超えてはならない。

6 資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、1 事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる (2) から (9) までの要件を全て満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、代表構成員が次に掲げる要件の全てを満たし、かつ、代表構成員以外の構成員が (1) から (8) までの要件を全て満たすこととする。

- (1) 共同企業体にあっては、その構成員が 1 事業者又は他の共同企業体の構成員として本企画提案競技に参加しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) この告示の日（以下「告示日」という。）以後に国又は地方公共団体が発注する業務の契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (4) 納期の到来している鹿児島市税（鹿児島市で税が課税されていない者で市外に主たる事業所等を有するものにあっては、主たる事業所等の所在地の市区町村税。）を完納していること。
- (5) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 2 6 年 3 月 2 7 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者を除く。）でないこと。
- (8) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 令和2年度から告示までの間において、eスポーツイベントを企画・運営した実績があること。

7 企画提案競技等日程

以下の日程で行うこととする。なお、予定とあるものは概ねの日程を示すものである。

内 容	日 時
(1) 告示	令和7年8月15日（金）
(2) 質問受付期限	令和7年8月20日（水）午後5時15分まで
(3) 質問回答	令和7年8月22日（金）午後5時15分まで
(4) 参加申込書提出期限	令和7年8月29日（金）午後5時15分まで
(5) 参加資格決定通知発送	令和7年9月2日（火）（予定）
(6) 企画提案書提出期限	令和7年9月16日（火）午後5時15分まで
(7) プレゼンテーション審査実施通知	令和7年9月18日（木）（予定）
(8) プレゼンテーション審査	令和7年9月25日（木）（予定）
(9) 選定結果通知	令和7年9月29日（月）（予定）
(10) 委託契約（随意契約）	令和7年10月3日（金）（予定）

8 参加申込手続

(1) 受付期間

令和7年8月15日（金）から同月29日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

ア eスポーツイベント開催等業務委託契約に係る企画提案競技申込書（1事業者の場合は、様式1-1で提出し、共同企業体の場合は、様式1-2に代表構成員及び他の構成員の記名押印の上で代表構成員が提出）

イ 会社概要及び受注実績表（様式2）

ウ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（徴収猶予の適用を受けている場合は、徴収猶予の適用を証する書類。写し可）

ただし、鹿児島市内に営業所がない場合等で、鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地発行の「市区町村税」納税証明書とする。（徴収猶予の適用を受けている場合は、徴収猶予の適用を証する書類。写し可）

エ 会社法（平成17年法律第86号）に規定される会社については、商業登記簿謄本（

写し可)

オ エに該当する法人以外の法人については、法人登記簿謄本（写し可）

カ 印鑑証明書（原本）

キ 法人の場合は、決算書（財務諸表（貸借対照表・損益計算書））直前1期分

ク 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式5）

(4) 共同企業体の場合、代表構成員以外については、8(3)のイからクまでの書類を提出すること。

(5) 証明書等の提出における注意事項等

ア (3)ウの証明書は、証明年月日がこの告示の日（以下「告示日」という。）以降のものを提出すること。

イ (3)エからカまでの書類は、証明年月日が書類提出日前3か月以内のものとする。

(6) 提出方法

直接持参、郵送又は宅配便の方法による。なお、郵送又は宅配便の場合も提出期限までに必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

(7) 企画提案競技申込書交付場所、提出先及び問い合わせ先

〒892-0816 鹿児島市山下町15番1号

公益財団法人鹿児島市スポーツ振興協会

電話 099-248-7718

9 本業務に関する質問

本業務の内容や企画提案に係る質問がある場合は、以下のとおりとする。

(1) 質問受付期限

令和7年8月20日（水）午後5時15分まで

(2) 提出方法

質問書（様式3）により、電子メールにて提出すること。

(3) 受付電子メールアドレス

info@kago-spo.or.jp

(4) 記載内容

質問は、本委託業務内容や手続に係る事項に限る。質問の趣旨を簡潔に記入すること。

質問書に質問者の会社（団体）名・氏名及び連絡先等の記入がない場合には回答しない。

(5) 回答方法

回答は、令和7年8月22日（金）に、本協会ホームページ上に掲載する。

10 企画提案を求める内容

企画提案書は、仕様書に留意の上、必ず下記の事項を盛り込むこと。

(1) 鹿児島市におけるeスポーツの認知度向上及び競技力向上のために必要な取組

(2) イベント等のタイトル、内容、ゲスト、実施方法の提案

(3) eスポーツイベント及びeスポーツ講習会の提案

(4) eスポーツの活用可能性を提案するブース、イベント等の提案

(5) 広報、周知方法の提案

(6) (1)～(5)以外に業務の目的を達成するための提案（独自提案）

(7) 実施体制

※責任者、主な業務スタッフの役職、氏名、経歴など

※業務の一部を委託する場合も詳細に明記すること

(8) 費用見積

本イベント業務に係る費用等、詳細に内訳を明示し合計金額は、「5 予算額」の範囲内とすること。

(9) 成果目標

参加者及び観覧者数等の成果目標を明記すること。

（参考：前年度に鹿児島市が主催したマグマeスポーツフェスでは、の約2,000人の参加があった。）

11 企画提案書の作成と提出

(1) 形式

A4版、縦、横書き、カラー

※片面で目次等込みの20ページ以内とする。

※表紙には、「eスポーツイベント開催等業務企画提案書」と題名を記載し、正本にのみ事業者名を記載すること。

※副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。

(2) 提出部数

9部（正本1部、副本8部）

(3) 提出先

8(7)に同じ

(4) 提出期限

令和7年9月16日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(5) 提出方法

8(6)に同じ

12 選定方法

選定委員会において評価基準（別紙1）に基づき、企画提案書とプレゼンテーションの内容を審査し、その結果を基に総合的に評価を行い選定する。（ただし、応募者多数の場合は、提出書類による一次審査を行い、上位5者程度でプレゼンテーションによる審査を行うものとする。）

(1) プレゼンテーション審査

参加者は、提出した企画提案書の内容に基づきプレゼンテーションを行う。開催日時、場所等の詳細については、別途通知する。

- ① 日時：令和 7 年 9 月 2 5 日（木） 予定
- ② 場所：未定
- (2) 評価内容及び選定結果に対する問い合わせには一切応じない。
- (3) 選定された企画提案書の提案内容をそのまま採用するわけではない。

13 業務の委託

- (1) 企画提案競技により受託候補者に選定された業者との随意契約により本業務を委託する。
- (2) 受託候補者は責任をもって受託することとし、業務の遂行に当たっては、発注者と十分に協議して進めるものとする。

14 無効となる提案

- (1) 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの
- (2) 本実施要領に違反しているもの又は適合しないもの
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 企画提案書の事業費内訳において「5 予算額」に示した金額を上回る提案を行ったもの
- (5) その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの

15 その他留意事項

- (1) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合は、参加資格を失う。
- (2) 提出書類の作成及び提出など、企画提案競技に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) 提出された資料について、業者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 審査書類提出から契約締結までの間に、「6 資格要件」に該当しなくなった場合は、失格とする。
- (7) 企画提案競技において虚偽又は不正があったと認めた場合は、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

e スポーツイベント開催等業務に係る企画提案評価基準

区分	評価項目等	評価基準
1	業務の理解度（10点）	
	① 鹿児島市におけるeスポーツの認知度向上及び競技力向上のために必要な取組	・eスポーツの状況を的確に把握しているか。 ・eスポーツの認知度向上及び競技力向上のために効果的な提案がなされているか。
2	企画提案内容（80点）	
	① イベント等のタイトル、内容、ゲスト、実施方法の提案	・多くの参加者が見込まれるものであるか。 ・ゲストは著名な人物で幅広い集客が見込まれるか。 ・実施方法は適正で会場での盛り上がりが見込めるものであるか。
	② eスポーツイベント及びeスポーツ講習会の提案	・提案された内容はeスポーツに精通していない方でも来場のきっかけにつながるものか。 ・eスポーツの競技力向上につながるものであるか。
	③ eスポーツの活用可能性を提案するブース、イベント等の提案	・提案された視点は、今後の教育、医療福祉及び観光などeスポーツの他分野での活用や交流の促進等につながることを期待できるものか。 ・ブースやイベントは上記での可能性を提案するプログラムとなっているか。
	④ 広報、周知方法の提案	・広報、周知方法の提案は、イベント参加を期待する層に確実にリーチする手法がとられているか。 ・広報の時期、回数等は適切で、多くの来場が期待できる方法が採られているか。
	⑤ その他業務の目的を達成するための提案（独自提案）	・提案された内容は、今後のeスポーツの普及が期待できる内容で、今回の事業効果を高めることのできる内容か。
	⑥ 成果目標	・成果目標が明確に示されており、達成するための提案がされているか。
3	事業費内訳	
	① 事業費	・提出された事業費の見積は、提案内容に対して妥当で適切な積算がなされているか。
4	業務遂行能力（3と合計で10点）	
	① 実施体制	・実施体制は事業の確実な遂行が期待できるものであるか。
	② スケジュール	・スケジュールは無理のないもので、イベント実施までの準備期間が十分担保されているものか。